

発行 平成25年 7月15日

2013-7

NO.91

浄化槽あいち



愛知県の花 かきつばた



一般社団法人 愛知県浄化槽協会

1. ご挨拶&協会こよみ

- 3 ご挨拶・協会会議等のこよみ

2. 第33回定時社員総会 開催

- 4 第33回定時社員総会を開催
6 第33回定時社員総会 懇親会より
7 第33回定時社員総会 懇親会での あいさつ・祝辞

3. 全浄連 第1回定時総会 決議

- 9 浄化槽整備事業の推進について
10 平成25年度全浄連活動スローガン

4. 行政だより

- 11 浄化槽の保守点検の実施状況については、愛知県に回答されましたか！

5. 協会だより

- 12 平成24年度月別法定検査実施結果
13 平成25年度「第27回全国浄化槽技術研究集会」開催のご案内
14 平成25年度浄化槽に係わる試験・講習会実施予定
15 浄化槽工事業について
17 浄化槽保守点検業について
19 協会休日のお願い
〈裏表紙〉20 あいちトリエンナーレ2013について



暑中お見舞い 申し上げます



平成二十五年 盛夏



一般社団法人 愛知県浄化槽協会

会 長	加藤鋭吉	理事	浅野政司	理事	玉越唯郎
副会長	東 良男	理事	青山公美		
副会長	葛上 箆	理事	黒川章夫	監事	末森俊夫
理 事	湯浅弘一	理事	永野卓司	監事	小川茂夫
理 事	関谷俊征	理事	杉本由夫		
理 事	中島敏仁	理事	木村雄三		
理 事	高橋 薫	理事	内田守彦	協会	職員一同

●協会会議等のこよみ

平成25年 4月.....

26日 会計監査

5月.....

2日 第1回総務財政企画委員会

7日 第1回正副会長会議

7日 第1回理事会

・平成24年度事業報告(案)について

・平成24年度収支決算報告書(案)について

・旧定款10条による除名処分について

29日 第33回定時社員総会

懇親会

6月.....

12日 浄化槽法指定検査機関東海北陸ブロック協議会理事会

・平成24年度事業報告について

・平成24年度決算報告について

・平成25年度事業報告について

・平成25年度収支予算について

25日 第1回正副部長・委員長合同会議

・平成25年度の部会・委員会の活動方針について

第2回理事会

・平成25年度第27回全国浄化槽技術研究集会について

・平成25年度支部の再編及び支部長(案)について

「第33回 定時社員総会」開催 全議案を原案通り承認

開催日時 平成25年5月29日(水)
午後4時から午後4時40分まで
開催場所 名古屋マリオットアソシアホテル
16F「アイリスII」
総正会員数 240名
出席会員数 159名(うち委任状出席119名)



《 議 事 》

- 第1号議案 平成24年度事業報告(案)について
- 第2号議案 平成24年度収支決算報告書(案)及び監査報告について
- 第3号議案 旧定款第10条の規定による除名処分について

《 議事の経過 》

第1号議案 平成24年度事業報告(案)について

議長から第1号議案について事務局に報告を求めた。

事務局が定時社員総会議案資料に基づき、平成24年度事業概要及び主な事業活動等について注釈を付し説明報告した。

議長が第1号議案について議場に質疑発言を求めたが発言なし。

議長が第1号議案の平成24年度事業報告の承認を諮り、拍手をもって承認表明を求めたところ、異議なく満場の拍手により承認された。

第2号議案 平成24年度収支決算報告書(案)及び監査報告について

議長から第2号議案について事務局に報告を求めた。

事務局が定時社員総会議案資料に基づき、当年度からは、前年度までの収支に基づいた報告ではなく一般企業と同じ損益に基づいた報告としたうえで説明に入った。

1. 貸借対照表、2. 正味財産増減計算書の前年度に対して増減が大きかった科目を中心に説明し、それ以外の収入金額、支出金額の科目について注釈を付し明した。

次いで議長から監事に監査報告を求めた。
 監事が平成24年度事業報告及び収支計算書並びに関係諸帳簿証票書類、財産目録、貸借対照表等について監査した結果、正確であると認めたことを報告した。
 議長は第2号議案について質疑発言を求めたが発言なし。
 議長は第2号議案平成24年度収支決算報告及び監査報告について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。



第3号議案 旧定款第10条の規定による除名処分について

議長から第3号議案について事務局に議案説明を求めた。
 事務局が平成24年度は除名処分の対象者はなしと報告した。
 議長は第3号議案旧定款第10条の規定による除名処分について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。
 議長は以上をもって本総会の全議事終了を告げ、議事終了に謝意を表して議長席を降壇した。

午後4時40分司会者の閉会のことにより、拍手をもって一般社団法人愛知県浄化槽協会第33回定時社員総会を閉会した。

「懇親会に多数の来賓と会員が出席」



始めに、大村秀章愛知県知事よりお祝辞を、来賓の荒木清寛参議院議員よりご挨拶を賜り、久保田浩文県議会議長の乾杯のご発声により、懇親会は終始和やかに進められ午後7時30分まで、参加者一同、懇親を深めた。

引き続き、午後5時30分より懇親会が開かれ、多くのご来賓の方々と会員が集った。



懇親会の様子

第33回定時社員総会 懇親会より



加藤鋭吉会長



大村秀章愛知県知事



国会・県議会議員の皆様方



荒木清寛参議院議員



久保田浩文県議会議長



ご来賓の皆様方



ご来賓の皆様方



ご来賓の皆様方

第 33 回定時社員総会 懇親会より～

会長あいさつ

一般社団法人 愛知県浄化槽協会

会長 加藤 鋭吉

ご挨拶申し上げます。

大村知事様はじめ皆様方には、本日ご多用のところをご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素は当協会に対しまして格別のご指導、ご鞭撻を賜り、心より厚く御礼申し上げる次第でございます。

先ほどの「第 33 回 定時社員総会」は、会員多数ご出席の中、全議案について慎重討議の上、すべて承認可決されました。また、去る 3 月 29 日に行われました「平成 25 年度予算総会」におきましては、平成 25 年度の事業計画及び予算が全て原案どおり承認可決されましたことを、併せてご報告申し上げます。

さて、昨年度は、経済全般においては、円高・デフレ不況が長引き、製造業の競争力は低下し、貿易赤字が拡大しています。

この財政的に厳しい経済環境の中におきましては、浄化槽は下水道に比べて、地域の実情に即応した、効率的かつ経済的に地域の水環境を保全する生活排水処理施設であります。これからも県民の皆様の負託に応えるべく、関係団体とも連携・協力し、浄化槽の普及・啓発に、なお一層の努力をして参る所存でありますので、皆様様の更なるご支援・ご協力をお願いする次第でございます。

本日は、皆様から協会の事業・運営などについて忌憚のないご意見を頂戴できればと考えまして、懇親の場を設けさせていただきました。

どうぞお時間の許す限り、ご指導・ご歓談を賜りますことをお願い申し上げまして、ご挨拶といたします。

第33回定時社員総会 懇親会より～

祝 辞

愛知県知事 大村 秀章

みなさん、こんにちは！ 愛知県知事の大村秀章でございます。本日は愛知県浄化槽協会の第33回定時社員総会が無事滞りなく開催されたということでまずもお祝い申し上げたいと思います。また、加藤会長をはじめ皆様方におかれましては、日ごろから、本県の建築・住宅行政の推進にあたりまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。次第でございます。

貴協会におかれましては長年にわたりまして浄化槽の適正な施工や技術の向上などに努められ、県民の生活環境の向上に大きく貢献されております。この度、4月1日から一般社団法人愛知県浄化槽協会に移行されましたが、今後とも県民の健康及び環境保全のためにご尽力いただきますよう心からお願い申し上げます。

さて、愛知県は環境施策にも力を入れております。日本一の産業県であります。産業経済の中心だからこそ環境面でもトップランナーでいなければならないと思っております。そういう意味でも皆様方が水環境の保全、そして環境の向上に、長年ご尽力ご努力いただいたことに心から感謝申し上げます。

愛知県は740万の人口がおりますが、この4月1日に国が発表した資料によりますと、去年1年間に全国で人口が増えた県は47の都道府県のうち7つしかありません。関東は東京、神奈川、埼玉の3つ、中部地区は愛知、関西は滋賀、九州は福岡、あと沖縄の合わせて7つです。

さらに言いますと、人口の増減は引越し等による社会増減と亡くなる方と生まれる方の自然増減がありますが、去年、東京が戦後初めて自然減に転じました。自然増は全国で4つしかなく、1番は沖縄で大家族主義のため出生率が高く、2番目は愛知であります。3番目が滋賀で、4番目が神奈川、5番目の東京からは減っております。自然増というのはありがたいことで、我々もこれから子育て・教育についても幼稚園、保育園、小学校・中学校・高校などの整備に努めていかなければならないと思っております。

人口が増えてくれば住宅も必要となってきますから、そういう意味では、また浄化槽の関係の皆様に関わってくるともたくさんあろうかと思っております。そういった活力のある元気な愛知を皆様方と一緒に盛り上げていきたいと思っております。

これからもよろしく願い申し上げましてお祝いのご挨拶といたします。

本日は、誠におめでとうございました。

全浄連 第1回定時総会 決議

浄化槽整備事業の推進について

浄化槽は、極めて有効かつ効率的な恒久的生活排水処理施設であり、地震にも強く、美しい国土を守り、環境保全を図るうえから社会的な期待も高い。特に市町村財政面からも、浄化槽の優位性が明らかにされ、市町村における浄化槽整備推進の気運はますます強まってきている。

平成二十六年国家予算編成に当たっては、浄化槽整備事業に対する交付金の増額を図るとともに、浄化槽の計画的な面的整備を推進するため、「浄化槽整備区域の拡大」と浄化槽市町村整備推進事業の一層の普及を促進されたい。特に「国庫助成率の1/2への引上げを事業全体に拡大」するとともに、PFI事業等民間活力を活用する施策を講じられたい。

また、「既設単独処理浄化槽の合併化を一層推進」するよう都道府県及び市町村等への指導等各般の施策を講じられるとともに、全浄連提案書の趣旨を理解頂き、法的整備推進とこれに伴う経費は公費負担とする制度創設等、助成制度の抜本的見直しの実施などの行財政措置の推進を図られたい。

さらに、浄化槽の市町村での組織的な維持管理体制を広く整備促進されるとともに、税の公平負担の観点からも「浄化槽設置家庭の維持管理費に対し、下水道並みの公的な助成措置を」講じられたい。

加えて、浄化槽に係る広範な技術開発等の要請に応えるため、調査研究費の充実を図られたい。

未曾有の東日本大震災の復興事業においては、全浄連提言書にあるように、「新しい街づくりは、財政面からも無駄が無く、極めて効率的な浄化槽で速やかに整備するよう」また、大地震が想定される地域では、「避難所への平時からの浄化槽の設置と震災時における活用を図るよう」行財政措置を講じられたい。

平成二十五年六月十九日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

会長 上山 健治郎

平成25年度全浄連活動スローガン

1. 「環境にも財政にも優しく、地震にも強い」浄化槽に対する社会的な期待はますます高まっている。
市町村に対し、下水道計画の見直しを図るなど、「生活排水処理基本計画」の早期見直しを働きかけ、「浄化槽整備区域の拡大」と、これに伴う「予算措置」を要望する。
1. 既設単独処理浄化槽をすべて合併処理浄化槽に転換する運動を全国的に展開する。さらに、全浄連「提案書」の実現を図るため、「法的整備の推進」と「これに伴う経費は公費負担とする制度の創設等、助成制度の抜本的見直しの実施」などの行財政措置の推進を要望する。
1. 浄化槽の市町村での組織的な維持管理体制を広く整備促進するとともに、税の公平負担の観点からも、下水道設置家庭と同様、浄化槽設置家庭の維持管理費に対し、公的な助成措置の創設を要望する。
1. 浄化槽の計画的整備と維持管理システムの体制確立のため、行政的・財政的措置の一層の充実強化を図るよう要望する。特に、モデル事業から一般事業への転換を推進し国庫助成率の1/2への引上げを浄化槽整備事業全体に拡大するとともに、PFI事業等民間活力を活用する施策の推進を要望する。
1. 浄化槽は、「建設期間が短く投資効果に速効性があり、地震にも強い」。また、「建設・維持管理コストが安いなど財政面からも無駄がない」等、極めて有効かつ効率的な生活排水処理施設である。
浄化槽の積極的な啓発活動、とりわけ、マスメディアへの広報活動の強化や、小中高生への環境教育等の推進をも通じて、浄化槽のより一層の普及整備促進を図る。
1. 法定検査の受検率の向上のため、浄化槽法改正を踏まえ、都道府県及び市町村に対して、未受検者に対する指導監督等の強化、並びに、第7条・第11条検査完全実施への協力を要望する。
1. 浄化槽の社会的信頼を確保するため、浄化槽機能保証制度の完全実施の体制を推進する。
1. 浄化槽に係る技術の進歩に対応すべく、浄化槽設備士・浄化槽管理士の資格制度を堅持するとともに、その資質の一層の向上を図り、もって浄化槽業界の社会的地位の確立に努める。
1. 浄化槽は、世界に誇るべき生活排水処理システムであり、浄化槽先進国日本は、海外にも広く情報を提供して普及促進を図り、地球の環境を守ることに貢献する。
1. 東日本大震災の未曾有の被災からの復興事業においては、全浄連「提言書」にあるように、「新しい街づくりは、財政面からも無駄が無く極めて効率的な浄化槽で速やかに整備しよう」、また、大地震が想定される地域では、「避難所（学校・公民館等）への平時からの浄化槽の設置と震災時における活用を図るよう」、行財政措置の推進を要望する。

浄化槽の保守点検の実施状況については、
愛知県に回答されましたか！

平成 25 年 6 月 20 日付けで愛知県環境部長から、県内の浄化槽保守点検業者の方に「浄化槽保守点検の実施状況について（照会）され、7 月 22 日（月）までの提出が求められ、当協会にも協力が求められています。

当該報告は、毎年「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」の罰則を伴う第 14 条第 1 項の規定に基づいて照会されているもので、皆様方の中で、もしお忘れの保守点検業者の方がおられましたら今からでもご回答くださるようお願いいたします。

写

25 水地環第 77 号
平成 25 年 6 月 20 日

浄化槽保守点検業者各位

愛知県環境部長
(公印省略)

浄化槽保守点検の実施状況について（照会）

浄化槽の維持管理の推進につきましては、日ごろから御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、貴保守点検業務に関し、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年愛知県条例第 24 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度の保守点検の実施状況を把握したいので、別添様式により下記のとおり回答して下さるようお願いいたします。

記

1 提出場所及び問い合わせ先

浄化槽保守点検業の登録申請書、更新登録申請書及び変更届出書を提出していただいている 総局・振興事務所又は県民事務所・県民センター（裏面参照）。

普段提出していただいている事務所及び登録番号につきましては、宛名ラベルの右下部に記載しております。

2 提出期限

平成 25 年 7 月 22 日（月）

3 提出部数及び提出書類

2 部（様式 1、別表 1、別表 2、別表 3）

電子データで提出可能な場合は電子データも併せて提出してください。電子データは愛知県環境部ホームページ「あいちの環境」の「環境政策情報→法律・条例に基づく届出様式等→浄化槽関係」からダウンロードが可能です。

(<http://www.pref.aichi.jp/0000053888.html>)

担当 水地盤環境課

調整・生活排水グループ

電話 052-954-6219（ダイヤルイン）

平成 24 年度 月別法定検査実施結果

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
①検査依頼数	4,441	4,500	4,786	4,742	4,467	4,371	4,787	5,055	4,329	4,585	4,904	4,562	55,529
②検査数	4,441	4,500	4,786	4,742	4,467	4,371	4,787	5,055	4,329	4,585	4,904	4,562	55,529
③検査担当班数	24	24	24	24	23	23	24	25	25	25	26	24	
④専任検査員数	24	24	24	24	23	23	24	25	25	25	26	24	
⑤兼任検査員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
⑥補助員数	2	2	2	3	3	3	3	2	2	3	2	2	
⑦延検査員数	509	529	549	524	490	482	525	544	479	509	534	516	6,190
⑧検査従事日数	23	23	25	23	23	24	25	24	22	22	23	24	281
⑨延検査日数	509	529	549	524	490	482	525	544	479	509	534	516	6,190
⑩1日平均の 検査基数②/⑧	193.1	195.7	191.4	206.2	194.2	182.1	191.5	210.6	196.8	208.4	213.2	190.1	197.6

③は、検査員1人で検査を行った場合も1班とする。

⑦は、検査員毎の検査従事日数の合計をいう。

⑧は、月間の実際に検査を行った日数をいう。

⑨は、検査担当班数(単位)毎の検査従事日数の合計をいう。

【検査結果について】

7条検査 5,507 基(前年比 2.4%減)

11条検査 50,022 基(前年比 3.3%増)

合計 55,529 基(前年比 2.7%増)

〈平成 25 年度〉

「第 27 回全国浄化槽技術研究集会」 開催のご案内

平成 25 年度「第 27 回全国浄化槽技術研究集会」は、宮崎県宮崎市で開催されます。
開催日程は、平成 25 年 10 月 9 日(水)、10 日(木)の 2 日間です。

開催期間	平成 25 年 10 月 9 日(水)・10 日(木) 9 日 ・全国浄化槽技術研究集会 ・研究発表会 10 日 ・浄化槽検査員研究会 ・第 35 回浄化槽行政担当者研究会 (併催)
開催場所	「宮崎観光ホテル」 宮崎市松山 1-1-1
主 催	公益財団法人 日本環境整備教育センター
後 援	環境省／国土交通省／農林水産省／宮崎県／宮崎市／ 「浄化槽の日」実行委員会／全国浄化槽推進市町村協議会
協 賛	一般社団法人全国浄化槽団体連合会 全国環境整備事業協同組合連合会 日本環境保全協会 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会 一般社団法人全国浄化槽団体連合会九州支部 九州地区浄化槽指定検査機関協議会 一般社団法人宮崎県浄化槽協会
参加費	無料 (ただし、資料代は実費)

平成 25 年度浄化槽試験・講習実施予定表

《愛知会場》

	種目	実施日	受付期間	受付機関	申請書 配布
設備士	設備士試験	終了しました。			
	設備士講習	9月9日(月) ～9月13日(金)	7月29日(月) ～8月9日(金)	(一社) 愛知県浄化槽協会 Tel 052-481-7200	協会 で 配布中
管理士	管理士試験	10月27日(日)	8月5(月) 消印有効	(公財) 日本環境整備教育 センター Tel 03-3635-4881	センター で 配布中
		試験会場：中産連ビル 名古屋市東区白壁 3-12-13			
	管理士講習	11月11日(月) ～11月23日(土)	10月4日(金) ～10月11日(金)	(一社) 愛知県浄化槽協会 Tel 052-481-7200	協会 で 配布中
講習会場：中産連ビル 名古屋市東区白壁 3-12-13					
技術管理者	技術管理者 講習	受付は終了しました。			

なお、詳細は、(公財)日本環境整備教育センターのホームページ

<http://www.jeces.or.jp/course/facilitie-examination.html> でご確認ください。

講習等の実施日及び受付期間については、会場の都合により変更することがあります。

また、他会場での実施も予定されていますので、(一社)愛知県浄化槽協会まで、お問い合わせください。

浄化槽工事業について

忘れていませんか！！

浄化槽工事業の登録の有効期限は5年です。

更新日の1ヶ月前までには、更新の手続きを行ってください。

なお、土木工事業、建築工事業、管工事業の建設業許可を受けている方で、知事に届出をしている特例浄化槽工事業の方は、届出の有効期限はありませんので更新は不要ですが、建設業の許可の更新により許可番号等の変更の届出が必要となります。

浄化槽工事業の登録・届出内容の変更（以下の項目）があった場合には、浄化槽工事業登録（届出）事項変更届出書を正副2部提出してください。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
（特例浄化槽工事業の方は、さらに、建設業法第3条第1項の許可を受けた建設業の許可番号及び許可年月日）
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ）の氏名
- 四 営業所ごとに、置く浄化槽設備士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽設備士免状の交付番号

標識の提示

浄化槽工事業を営まれる方は、浄化槽法第30条に基づき、営業所及び浄化槽工事現場ごとに標識を掲げなければなりません。

登録業者 浄化槽工事業者登録表（様式8）

届出業者 浄化槽工事業者届出済票（様式9）

※ 申請書や標識は当協会では販売していません。

浄化槽工事業及び特例浄化槽工事業の担当窓口

営業所の所在する地域を管轄する場所に間違いのないよう提出してください。

浄化槽工事業及び特例浄化槽工事業の 主たる営業所の所在する地域	場 所	電 話
名古屋市又は他の都道府県の区域	名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県建設部建設業不動産課	052-954-6503
瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、 豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、 愛知郡及び西春日井郡の区域	名古屋市中区三の丸2-6-1 愛知県尾張建設事務所	052-961-4409
一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市及び丹羽郡の区域	一宮市今伊勢町本神戸字立切1-4 愛知県一宮建設事務所	0586-72-1465
津島市、愛西市、弥富市、あま市及び 海部郡の区域	津島市西柳原町1-14 愛知県海部建設事務所	0567-24-2141
半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市及び知多郡の区域	半田市瑞穂町2-2-1 愛知県知多建設事務所	0569-21-3233
岡崎市、西尾市、幡豆郡及び額田郡の 区域	岡崎市明大寺本町1-4 愛知県西三河建設事務所	0564-27-2745
碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び 高浜市の区域	知立市上重原町蔵福寺124 愛知県知立建設事務所	0566-82-3114
豊田市及びみよし市の区域	豊田市常盤町3-28 愛知県豊田加茂建設事務所	0565-35-9312
新城市及び北設楽郡の区域	新城市片山字西野畑532-1 愛知県新城設楽建設事務所	0536-23-5111
豊橋市、豊川市、蒲郡市及び田原市の 区域	豊橋市今橋町6 愛知県東三河建設事務所	0532-52-1312

浄化槽保守点検業について

忘れていませんか！！

浄化槽保守点検業の登録の有効期限は3年です。
更新日の1ヶ月前までには、更新の手続きを行ってください。

愛知県内一円で浄化槽の保守点検業を実施するためには、
愛知県（総局・振興事務所又は県民事務所・県民センター）の他に、
名古屋市・豊田市・豊橋市・岡崎市に、それぞれ登録及び更新手続きを行って下さい。

なお、以下の事項に変更があった場合には、「変更の届出」（30日以内）を提出しないと
更新の登録ができませんので、ご注意ください。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- 四 営業区域に係る市町村名
- 五 営業所ごとの浄化槽管理士の氏名及びその者の浄化槽管理士免状の交付番号

浄化槽保守点検業の更新における留意事項

- (1) 更新登録の根拠法令
（愛知県）浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「条例」という。）
第2条第3項によるものです。
- (2) 更新登録の手続きの場所
前回の新規あるいは更新登録を提出した場所になります。（総局・振興事務所
又は県民事務所・県民センター）
- (3) 更新登録手続きの時期
更新登録申請書は、更新該当月の2ヶ月前の月（更新月が12月に当たる場合には
10月）を目途に上記に提出してください。
- (4) 更新登録手続きに当たっての事前確認事項
更新登録申請書の内容は、特別な場合を除き、前回の新規あるいは更新登録申請書
の内容と同一でなければなりません。

このため、過去に上記の一～五の事項に変更があったにもかかわらず、条例第6条に
基づく「変更の届出」を提出していない方は、先に同変更の届出を提出した後でないと
更新の登録申請書を受け付けられませんのでご注意ください。

なお、届出様式等は、以下からダウンロードできます。

<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/mizu-ka/jigyo/todokede/yousiki.html>

浄化槽保守点検業の担当窓口

営業所の所在する地域を管轄する場所に間違いのないよう提出してください。

浄化槽保守点検業の窓口	場 所（電話番号）	所管市町村
東三河総局 （環境保全課）	〒440-8515 豊橋市八町通 5-4 (0532) 54-5111	豊川市、蒲郡市、田原市
東三河総局新城設楽振興事務所 （環境保全課）	〒441-1365 新城市字石名号 20-1 (0536) 23-2111	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
尾張県民事務所 （環境保全課）	〒460-8512 名古屋市中区三の丸 2-6-1 (052) 961-7211	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町
尾張県民事務所海部県民センター （環境保全課）	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14 (0567) 24-2131	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張県民事務所知多県民センター （環境保全課）	〒475-8501 半田市出口町 1-36 (0569) 21-8111	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 （環境保全課）	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4 (0564) 23-1211	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
西三河県民事務所豊田庁舎 （豊田加茂環境保全課）	〒471-8503 豊田市元城町 4-45 (0565) 32-7494	みよし市



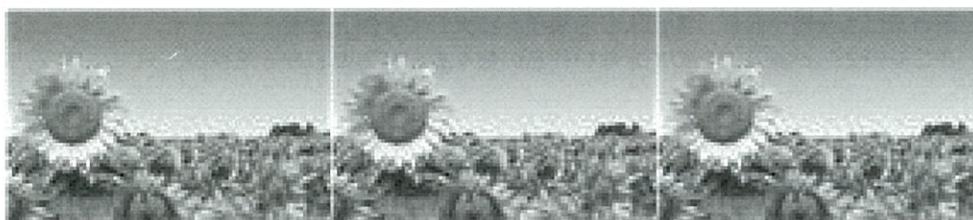
～ 協会休日のお知らせ ～

日ごろは、当協会の運営にあたり、ご理解とご支援・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

つきましては、このたび例年のこととはいえ下記の通り休日とさせていただきますので、何かとご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

8月14日(水)～8月18日(日)

※8月17日(土)は、8月10日(土)出勤の振替休



■発行 一般社団法人 愛知県浄化槽協会

- | | |
|---------|---|
| ・事務局 | 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-3-1
TEL <052> 481-7200 FAX <052> 481-7207 |
| ・法定検査部 | |
| 名古屋業務所 | 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-3-1
TEL <052> 481-7160 FAX <052> 481-7163 |
| 豊田業務所 | 〒471-0064 豊田市梅坪町9-5-10
TEL <0565> 37-3360 FAX <0565> 37-3361 |
| 春日井業務所 | 〒487-0024 春日井市大留町2-2-18
TEL <0568> 53-3721 FAX <0568> 53-3722 |
| 名古屋西業務所 | 〒452-0911 清須市西須ヶ口3-2-1
TEL <052> 618-6351 FAX <052> 618-6352 |

今年8月、国際的な現代アートの祭典が開幕します

あいちトリエンナーレ 2013



<テーマ>

『揺れる大地—われわれはどこに立っているのか』

: 場所、記憶、そして復活 』

<芸術監督> 五十嵐太郎 東北大学大学院工学研究科教授 (都市・建築学)

<会 期> 2013年8月10日(土)～10月27日(日) 79日間

<会 場> 【名古屋地区】 愛知芸術文化センター、名古屋市美術館、長者町会場、
納屋橋会場、中央広小路ビル、オアシス21、テレビ塔など
【岡崎地区】 東岡崎駅会場、康生会場、松本町会場

3年に一度、愛知県で開催される日本最大規模の国際芸術祭「あいちトリエンナーレ」。57万人を超える方々にご来場いただいた2010年の初回と同様に、様々な国と地域から100組以上のアーティストが参加し、最先端の現代美術、ダンスや演劇などのパフォーマンスアート、オペラを紹介します。

また、あいちトリエンナーレの特徴である、アートが街に飛び出す「まちなか展開」では、岡崎市にも会場を設け、前回よりも規模を拡大して実施します。
ここ愛知でしか見ることのできない作品の数々をぜひお楽しみください。

■参加アーティスト紹介 (※画像は参考作品等です)

藤森照信



《空飛ぶ泥舟》2010
「藤森照信展—諏訪の記憶とフジモリ建築」
展(茅野市美術館)での展示風景
photo: 茅野市美術館

オノ・ヨーコ



photo: © Synaesthete
courtesy of Yoko Ono

名和晃平



《PixCell-Double Deer#4》2010
photo: 表恒匡 (SANDWICH GRAPHIC)
courtesy of SCAI THE BATHHOUSE

やなぎみわ



「ゼロ・アワー 東京ローズ最後のテーブル」
photo: 木村三晴

リチャード・ウィルソン



《Turning the Place Over》2007
commissioned by Liverpool Biennial
photo courtesy of Liverpool Biennial

■詳しくはあいちトリエンナーレ公式ホームページへ
<http://aichitriennale.jp/>

【お問い合わせ】あいちトリエンナーレ実行委員会事務局

〒461-8525 愛知県名古屋市東区東桜 1-13-2 愛知芸術文化センター 6階

TEL: 052-971-6111 (9:00~17:30 土日祝休み (会期中無休))

E-mail: geijutsusai@pref.aichi.lg.jp